

「2010年トルコにおける日本年」ロゴマーク使用基準

(趣旨)

第1条 個人又は団体による広報活動、広告・宣伝活動その他の活動等(以下「活動等」という。)に関する「2010年トルコにおける日本年」(以下「日本年」という。)ロゴマークの使用については、この基準に定めるところによる。

(使用基準)

第2条 「日本年」ロゴマークは、活動等が次の各号のすべてに該当する場合に限り、使用することができる。

(1) 活動等の内容が日本・トルコ間の経済、文化、学術、教育、スポーツ若しくは観光等の幅広い分野における交流の促進、両国民間の相互理解又は友好関係の強化を目的としていること。

(2) 活動等が特定の主義・主張又は宗教の普及を目的としないこと。

(3) 活動等の内容が公共の秩序又は善良な風俗を害するものでないこと。

(「日本年」実行委員等によるロゴマークの使用)

第3条 「日本年」実行委員長、副委員長、特別顧問、顧問、幹事、監事、委員及び賛助委員並びにこれらの所属する団体(以下「実行委員等」という。)は、第2条に定める使用基準を満たす場合、「日本年」ロゴマークを使用することができる。

2 「日本年」ロゴマークを使用した実行委員等は、その使用方法を「日本年」実行委員会事務局(以下「事務局」という。)へ報告しなければならない。

(「日本年」事業主催者によるロゴマークの使用)

第4条 「日本年」事業として「日本年」実行委員会による認定を受けた事業の主催者は、「日本年」ロゴマークの使用方法を事業申請時に事務局へ申告し、第2条に定める使用基準を満たすと事務局が認める場合、その申告した媒体に「日本年」ロゴマークを使用することができる。

(その他の者によるロゴマークの使用)

第5条 「日本年」事業主催者又は「日本年」実行委員等以外の者で「日本年」ロゴマークの使用を希望する者は、「日本年」ロゴマーク使用承認申請書を事務局に提出しなければならない。

2 前項の申請を受けた事務局は、第2条に定める使用基準に基づき「日本年」ロゴマークの使用の可否を審査し、その結果を申請者に対し通知するものとする。

(使用の禁止)

第6条 現に「日本年」ロゴマークの使用が開始された後において、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、事務局は当該使用を行っている者に対し、ロゴマークの使用を禁止することができる。

(1) 活動等の内容が第2条各号に定める基準に反しているとき。

(2) ロゴマークを使用する者が当該活動等の実施につき、「日本年」実行委員会又は実行委員等の信用を傷つける行為を行ったとき。